

第 5 次常滑市庁内環境保全率先行動計画
2023（令和 5）年度～2027（令和 9）年度

2023（令和 5）年 3 月

常 滑 市

目 次

1. はじめに	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象施設	2
5. 計画の対象物質	3
6. 計画の目標	3
7. 環境に配慮した具体的な取組	4
(1) 目標達成に向けた取組	
(2) その他の環境に配慮した取組	
8. 計画の推進・点検	5

参考

- ・ 常滑市庁内環境保全推進会議設置要綱

1. はじめに

地球温暖化とは、人為的な原因で大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することにより、地球の大気や海洋の温度が上昇し、地球の気候に変動が生じることを言います。

急激な気温の上昇に伴う環境への影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の発生数増加などが挙げられており、私たちだけでなく将来世代の生活にも甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、世界中の人々や生態系に影響を与える深刻な問題となっており、2015(平成 27)年に合意されたパリ協定を契機に、世界各国における気候変動対策に関する意識も急速に高まりつつあります。ここ数年、国外及び経済界は脱炭素化に向けて加速化しており、国においても、2020(令和 2)年 10 月に「2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」ことを宣言し、また、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。国と地方の協働・共創により、地域が主役となって地域課題の解決に通じる取組を進めていくことが促されています。

本市においては、2021(令和 3)年に、2050(令和 32)年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、中部国際空港株式会社と「ゼロカーボンの実現に向けた連携・協力に関する協定」を締結しました。「とこなめゼロカーボンシティ」の実現に向けて、本市における気候変動対策を一層推進していくため、「常滑市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。また、平成 14 年度から「常滑市庁内環境保全率先行動計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいますが、2030 年度までの温室効果ガス削減目標を、国の目標 46%を上回る「2013 年度比 50%」に設定し、一層の排出量削減に取り組めます。

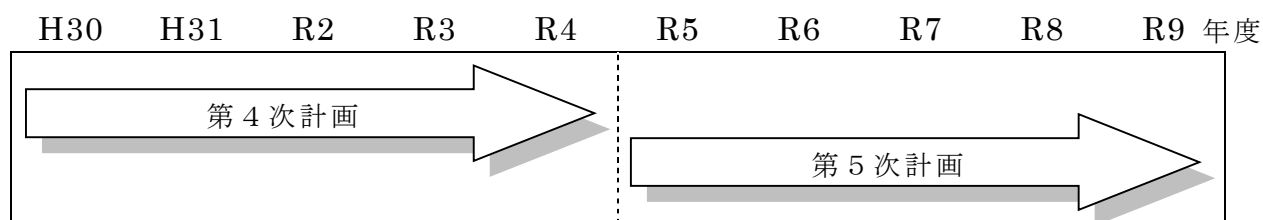
2. 計画の目的

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、地球温暖化対策推進法という。)」第21条第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画です。

地域の一事業者として、市が率先して自らの事務及び事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減や環境に配慮した取組の推進を目的とします。

3. 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。



4. 計画の対象施設

計画の対象施設は【表1】のとおりです。

なお、指定管理者により管理運営されている施設も本計画の対象としますが、指定管理者が所有する自動車の走行による温室効果ガスは対象外とします。

【表1】対象施設一覧

1. 本庁舎	15. 各児童館・児童センター
2. 登窯広場展示工房館	16. とこなめ陶の森
3. 廻船問屋瀧田家	17. 浄化センター
4. 観光プラザ	18. ボートレース場
5. 小脇公園	19. 市民病院
6. 市営火葬場	20. 消防本部・出張所
7. 一般廃棄物最終処分場	21. 各小中学校
8. 多屋大気測定局	22. 常滑幼稚園
9. 大曾公園管理事務所	23. 各給食センター
10. 水道課配水場・ポンプ場	24. 体育館
11. 下水道課ポンプ場	25. 各公民館・市民文化会館
12. 農業集落排水処理場	26. 温水プール
13. 各公立保育園	
14. 青海こども園	

※2、3、4、5、9、24、25、26は、指定管理者が管理運営している施設。

5. 計画の対象物質

「地球温暖化対策推進法」で定める温室効果ガスには7物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が定められています。温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、活動量（燃料の使用量等）から各物質の温室効果ガス排出量を求め、二酸化炭素排出量に換算することで温室効果ガス排出量を算定します。ただし、第5次計画より、温室効果ガス排出量全体に占める割合や、排出量の実態把握の難易度を考慮して、【表2】のとおり二酸化炭素を対象物質とします。

【表2】計画の対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの種類	活動区分	算定方法
二酸化炭素	電気の使用	電気使用量×排出係数（毎年度変動）
	燃料の使用	燃料使用量×排出係数（固定値）

※係数は、「地球温暖化対策推進法施行令」で規定されている数値を用いる。

6. 計画の目標

温室効果ガス排出量について、計画期間全体（5年間）で下記の削減目標を設定し、削減に取り組みます。

なお、第5次計画では、基準年度を2013年度（平成25年度）に設定します。基準年度については、国の地球温暖化対策計画において、2013年度を基準年度としていることから、特段の理由がなければ2013年度とすることが推奨されているためです。

基準年度（平成25年度）の温室効果ガス排出状況と令和9年度の目標値は【表3】のとおりです。

【表3】基準年度（H25年度）使用量・排出量と令和9年度の目標値

項目	H25 使用量	H25 排出量	R9 排出量 目標値
電気	12,224,195 kWh	4,465 t	2,630 t
都市ガス	356,869 m ³	795 t	468 t
プロパンガス	49,690 m ³	290 t	171 t
灯油	55,627 L	135 t	80 t
ガソリン	55,929 L	127 t	75 t
軽油	18,268 L	47 t	28 t
A重油	167,920 L	443 t	261 t
合計		6,302 t	3,713 t

41%減

7. 環境に配慮した具体的な取組

計画を推進するため、目標達成に向けた取組及びその他の環境に配慮した取組を行います。

①移動の脱炭素化への転換

- ・市公用車へのゼロエミッション自動車の計画的な導入を進める。
- ・災害時の非常用電源として活用するため、学校や公共施設など災害時の利用ニーズが高い施設への再生可能エネルギーの導入やゼロエミッション自動車、インフラ設備の導入を積極的に推進する。

②エネルギーの脱炭素化の促進

- ・公共施設などの屋根を活用した太陽光発電設備の設置を推進する。
- ・県や関連事業者と連携し、水素やバイオマス、未利用熱など、新エネルギーや未利用エネルギーの利活用に向けた検討を進める。

③脱炭素行動を実践できる人づくり

- ・気候変動や地球温暖化対策に関する学習講座を実施する。

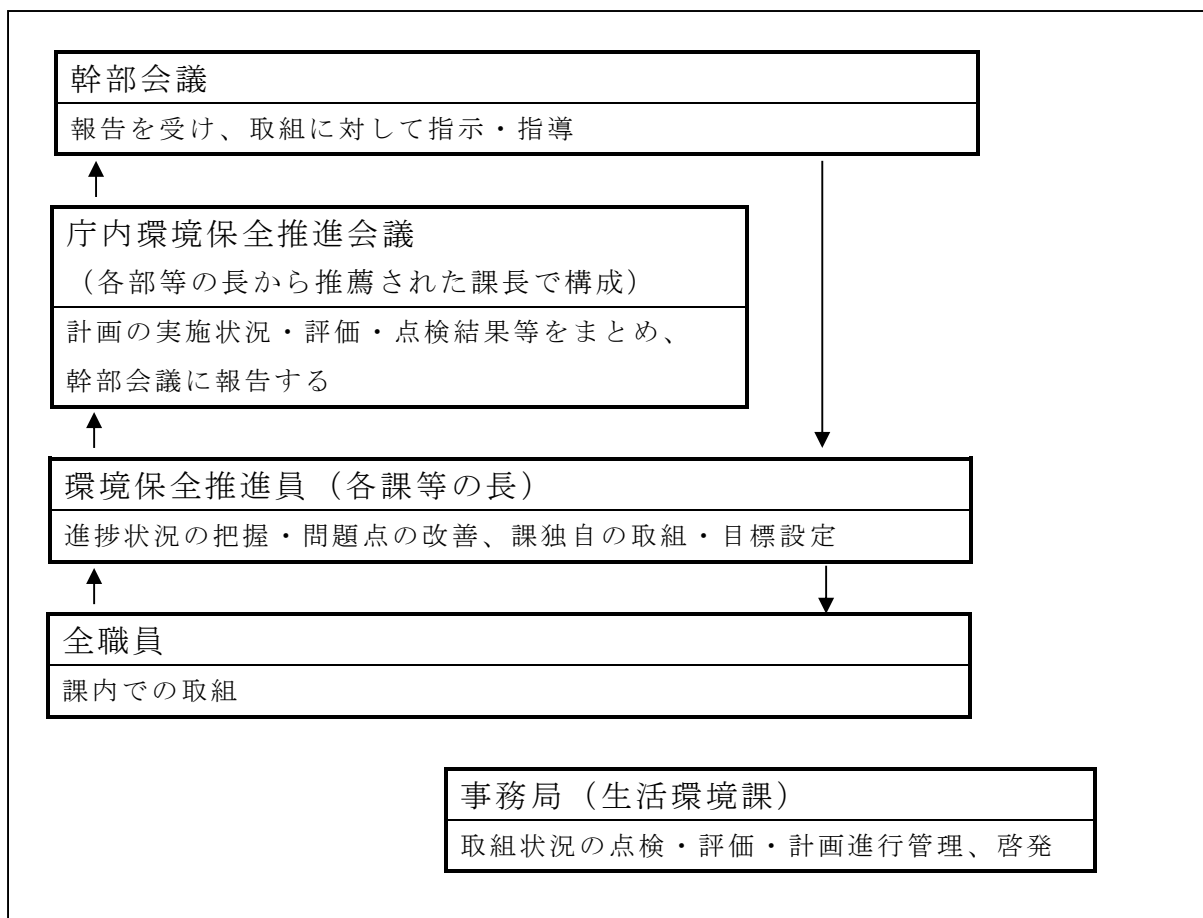
④その他の環境に配慮した取組

- ・施設、設備や機器の修繕・更新にあわせ、省エネ性能の高い設備、機器等を積極的に導入する。
- ・取組効果をわかりやすく見える化し、継続的に周知する。
- ・再生可能エネルギーの導入に取り組む小売電気事業者を選択する「再エネ由来の電気」の選択を進める。
- ・両面印刷や縮小コピーの効果的使用や、使い捨て製品の購入・使用をできる限り控えるなど、限りある資源の有効利用に努める。
- ・プラスチックの使用抑制と資源化に努める。
- ・車の運転時はアイドリングストップや急加速をしないなど、エコドライブを実践する。
- ・近距離は徒歩、自転車で移動する等、自動車を使わない移動をこころがける。

8. 計画の推進・点検

- (1) 職員は、この計画の趣旨を尊重し、本計画に基づき環境保全活動に取り組む。
- (2) 各課等に「環境保全推進員」（各課等の長）を置き、取組状況をまとめ、点検、評価、推進を図る。
- (3) 「環境保全推進会議」は、計画の実施状況・評価・点検結果等をまとめ、幹部会議に報告する。
- (4) 計画の実施状況・評価・点検結果等をホームページにて公表する。

【計画推進の組織図】



常滑市庁内環境保全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 常滑市庁内環境保全率先行動計画の推進管理を行うため、常滑市庁内環境保全推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について検討し、その結果を幹部会議に報告する。

- (1) 市が行う環境保全のための行動の調査及び点検に関する事項
- (2) 市が行う環境保全のための行動の推進に係る施策に関する事項
- (3) 常滑市庁内環境保全率先行動計画の改定方針及び内容に関する事項
- (4) その他第4条に定める会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 各部等から推薦された課等の長
- (3) その他市長が任命した職員

(運営)

第4条 会議の会長は、市民生活部長をもって充てる。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要と認めるときに召集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

(参考)

常滑市庁内環境保全推進会議の構成

	構 成	部 等
1	会長	市民生活部長
2	委員	総務部
3	〃	企画部
4	〃	福祉部
5	〃	経済部
6	〃	建設部
7	〃	会計課
8	〃	教育委員会
9	〃	議会事務局
10	〃	監査委員事務局
11	〃	ボートレース事業局
12	〃	市民病院事務局
13	〃	消防本部
14	〃	保育園、幼稚園の長から推薦された1名
15	〃	市民生活部生活環境課長